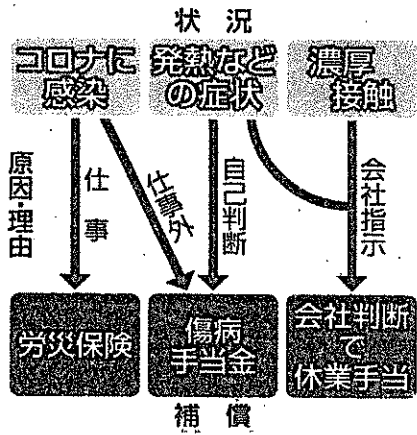


コロナで休業 賃金補償は？

コロナで仕事を休んだ時の賃金補償のイメージ



緊急事態宣言の延長が決まり、新型コロナ禍が長期化する中、家族らの感染で体調が悪化するなどし、仕事を休む人が増えています。休業中の賃金はどのように補償されるのでしょうか。(渥美龍太)

仕事で感染なら労災保険の対象

Q

Q 仕事中にコロナに感染して休んだ場合、賃金の補償はあるのですか。

A 仕事の原因で感染した場合、労災保険の支払い対象になります。働く人が労働基準監督署に申請し、認定を受けられれば、休んだ期間の四日目以降は賃金の八割程度が補償されます。感染経路が判明していない場合も、医療・介護従事者だけでなく、小売業や飲食業など顧客と

A

の接触が多い場合には対象となる可能性があります。フリーランスは通常の労働者とは加入できませんが、

特別加入制度があります。個人タクシーの運転手や建設業の一人親方らが対象です。九月からは保険料を自己負担すればウーバーイーツなどの自転車配達員、ITエンジニアも入れます。

一方、コロナの医療費は特例により、労災の適用にかかわらず、原則自己負担はありません。

Q 感染したのが仕事中ではない場合は？

A 企業の健康保険に加入していれば、「傷病手当金」という制度を使えます。休んだ期間の四日目以降、賃金の三分の二程度が支給されます。感染の確認がされていないながら、発熱などの症状がある場合にも制度を使える可能性があります。自営業者らが加入

する国民健康保険の場合は市町村ごとに運用が違い、フリーランスや事業主は対象にならない地域が多いです。

自覚症状がなく、家族が感染するなど濃厚接触者になり休んだ場合には、基本的に傷病手当金の対象にはなりません。ただ会社側の指示を受けて休んだなら、会社判断で休業手当が払われる可能性があります。

Q 非正規労働者も補償されるのですか。

A 非正規には休業手当が支払われない事例が多く、各地の労働組合は「まず労使交渉を」と呼び掛けています。労災の状況に詳しいNPO法人、東京労働安全衛生センターの天野理氏は「会社内で立場の弱い非正規の人たちは労災を申請しづらく、コロナ禍で相当数の申請が埋もれている」と指摘します。